

更新制関係情報の入手先、問い合わせ先等

【文部科学省ホームページ】

- 教員免許更新制の概要
「教員免許更新制とは？－開設とQ&A」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm
- 最初の修了確認期限について
「修了確認期限を子エック」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm
- 免許状更新講習の受講から手続きまでの流れ
「ケース別手続きの流れ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm
- 平成25年度に開講する免許状更新講習の一覧
「平成25年度 免許状更新講習の認定一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1330045.htm
- 免許状更新講習の受講免除について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm
- 修了確認期限の延期について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm
- 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など
→ 各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせ下さい。
「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm
- 教員免許更新制リーフレット
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08101410.htm

【制度概要などについての文部科学省への問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室更新係

電話：03-5253-4111（代）（内線 3573）

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

関係法令等抜粋

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
 - (定義)
 - 第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもへの健やかな成長を図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
 - 8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校(第九条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。
 - 9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
 - (職員)
 - 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。
 - 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
 - 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
 - (職員の資格)
 - 第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則(平成24年法律第66号)
 - (施行期日)
 - 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

- (保育教諭等の資格の特例)
- 第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。
- 2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。
- 3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七の規定は、適用しない。
- 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)
 - (講習を受講できる者)
 - 第九条
 - 2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であって、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。
 - 一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であって、教育職員となることを希望する者(前項第一号から第三号までに該当する者を除く。)
 - 二 次に掲げる施設に勤務する保育士
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園
 - ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所
 - ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(幼稚園を設置する者が設置するものに限る。)
 - 三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

